

技能実習制度推進事業運営基本方針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;">技能実習制度推進事業運営基本方針</p> <p style="text-align: center;">厚生労働大臣公示 平成 5 年 4 月 5 日 (平成 9 年 4 月 24 日一部改正) (平成 12 年 7 月 3 日一部改正) (平成 16 年 4 月 19 日一部改正) (平成 20 年 7 月 28 日一部改正) (平成 22 年 1 月 22 日一部改正) (平成 22 年 4 月 1 日一部改正) (平成 24 年 3 月 30 日一部改正) (平成 25 年 2 月 12 日一部改正) (平成 25 年 4 月 18 日一部改正) (平成 26 年 4 月 1 日一部改正) (平成 27 年 1 月 23 日一部改正)</p> <p>I 総論</p> <p>1 基本方針の目的</p> <p>この基本方針は、技能実習制度の理念、仕組み及び運営に係る基本的事項を明らかにすることにより、技能実習生、監理団体、実習実施機関その他の関係者の技能実習制度に対する理解を深めるとともに、厚生労働省の委託事業である<u>技能実習制度推進事業</u>の円滑かつ適正な実施を図ることを目的とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 技能実習生、監理団体及び実習実施機関の責務</p> <p>(1) 技能実習生の責務</p> <p>技能実習生は、技能実習制度の基本理念を十分に理解し、技能実習期間を通じ、技能実習計画並びに監理団体及び実習実施機関の指導に従い、技能等の<u>修得</u>に精励するとともに、帰国後は修得した技能等を母国の経済発展のために活かすよう努めるものとする。</p> <p>(2) (略)</p>	<p style="text-align: center;">技能実習制度推進事業等運営基本方針</p> <p style="text-align: center;">厚生労働大臣公示 平成 5 年 4 月 5 日 (平成 9 年 4 月 24 日一部改正) (平成 12 年 7 月 3 日一部改正) (平成 16 年 4 月 19 日一部改正) (平成 20 年 7 月 28 日一部改正) (平成 22 年 1 月 22 日一部改正) (平成 22 年 4 月 1 日一部改正) (平成 24 年 3 月 30 日一部改正) (平成 25 年 2 月 12 日一部改正) (平成 25 年 4 月 18 日一部改正) (平成 26 年 4 月 1 日一部改正) <u>(平成 27 年 4 月 1 日一部改正)</u></p> <p>I 総論</p> <p>1 基本方針の目的</p> <p>この基本方針は、技能実習制度の理念、仕組み及び運営に係る基本的事項を明らかにすることにより、技能実習生、監理団体、実習実施機関その他の関係者の技能実習制度に対する理解を深めるとともに、厚生労働省の委託事業である<u>技能実習制度推進事業</u>（以下「<u>制度推進事業</u>」という。）及び<u>技能実習対象職種拡大等推進事業</u>（以下「<u>職種拡大推進事業</u>」という。）の円滑かつ適正な実施を図ることを目的とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 技能実習生、監理団体及び実習実施機関の責務</p> <p>(1) 技能実習生の責務</p> <p>技能実習生は、技能実習制度の基本理念を十分に理解し、技能実習期間を通じ、技能実習計画並びに監理団体及び実習実施機関の指導に従い、技能等の<u>修得又は習熟</u>（以下「<u>修得等</u>」という。）に精励するとともに、帰国後は修得等した技能等を母国の経済発展のために活かすよう努めるものとする。</p> <p>(2) (略)</p>

4 (略)

5 定義

この基本方針における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「技能実習制度」とは、外国人が入管法別表第1の2の表の技能実習の在留資格をもって本邦に在留し、技能等を修得する制度をいう。
- (2)～(6) (略)

II 各論

1 技能実習の期間

- (1)～(3) (略)

2 対象技能等

- (1)～(2) (略)
- (3) (2)の対象技能等に係る公的評価制度については、技能実習制度推進事業の実施機関（以下「推進事業実施機関」という。）が、有識者により構成する会議（以下「公的評価システム認定会議」という。）を設置し、同会議において、評価の基準、評価の方法、試験実施体制等を審議の上、認定し、公表するものとする。

3 (略)

4 技能実習生の受入れ等

- (1) 技能実習生のあっせん
イ～ロ (略)
- (2) 募集時の技能実習条件の明示

イ 実習実施機関は、技能実習生の募集に当たっては、自ら又は監理団体若しくは送出し機関等を通して、技能実習生になろうとする者に対し、技能実習制度に係る関係法令について必要な説明を行うとともに、当該技能実習生になろうとする者の母国語によって作成した文書をもって、予定されている技能実習の内容、技能実習2号への移行に当たり受験することが必要な試験及びこれまでの合格実績並びに技能実習期間中の労働条件を明示するものとする。

特に、募集時に示した労働条件等と入国後

4 (略)

5 定義

この基本方針における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「技能実習制度」とは、外国人が入管法別表第1の2の表の技能実習の在留資格をもって本邦に在留し、技能等を修得等する制度をいう。
- (2)～(6) (略)

II 各論

1 技能実習の期間

- (1)～(3) (略)

2 対象技能等

- (1)～(2) (略)
- (3) (2)の対象技能等に係る公的な評価制度（職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第1項の技能検定（以下「技能検定」という。）を除く。）については、職業能力開発局長が、有識者により構成する「技能実習評価試験の整備に関する専門家会議」を開催し、同会議において、評価の基準、評価の方法、試験実施体制等を確認の上、認定し、当該評価制度に係る職種・作業を公表するものとする。

3 (略)

4 技能実習生の受入れ等

- (1) 技能実習生のあっせん
イ～ロ (略)
- (2) 募集時の技能実習条件の明示

イ 実習実施機関は、技能実習生の募集に当たっては、自ら又は監理団体若しくは送出し機関等を通して、技能実習生になろうとする者に対し、技能実習制度に係る関係法令について必要な説明を行うとともに、当該技能実習生になろうとする者の母国語によって作成した文書をもって、予定されている技能実習の内容、技能実習2号への移行に当たり受験することが必要な試験及びこれまでの合格実績並びに技能実習期間中の労働条件を明示するものとする。

特に、募集時に示した労働条件等と入国後

の実態に齟齬が生じるとトラブルの原因になることから、賃金の決定、計算等の方法、食費、寮費等の賃金からの一部控除の取扱い、渡航費用の負担の有無等、条件の詳細についてあらかじめ明示することが必要である。

ロ (略)

(3) (略)

5 技能実習の実施に関し留意すべき事項

(1) 技能実習2号への移行を予定する場合の技能実習計画の作成

イ 監理団体及び実習実施機関（企業単独型にあっては実習実施機関）は、技能実習2号への移行を予定する技能実習生が技能実習1号及び技能実習2号の期間全体を通じて効果的な技能の修得が図られるよう技能実習計画を策定しなければならない。同計画の策定に当たっては、各段階の到達目標及び実習内容を具体的に明記するとともに、到達目標が達成されたことを確認するため、各年毎の技能検定等の受験など、修得した技能を評価する時期及び方法を明記する必要がある。

ロ (略)

ハ 技能実習2号の期間の計画は、技能実習1号で修得した技能等をさらに向上させ、技能実習2号を開始した日から1年を経過した日においては技能検定基礎1級に相当する技能等、2年を経過した日においては技能検定3級に相当する技能等が適切に修得できるものとする。

ニ 技能実習計画には、移行対象職種・作業の技能検定等において評価される技能等に加えて、当該移行対象職種・作業に従事する日本人労働者が通常従事するものとして関連する技能等を修得することを当該計画に含むことを妨げない。この場合、関連する技能等の修得に充てる時間は、全体の計画時間のおおむね半分以下とする。

(2)～(4) (略)

6 技能実習2号への移行

(1) 技能実習2号への移行を希望する技能実習生は、修得技能等について評価を受けなければならない。当該評価は、7に定めるところによる。

の実態に齟齬が生じるとトラブルの原因になることから、賃金の決定、計算等の方法、食費、寮費等の賃金からの一部控除の取扱い、渡航費用の負担の有無等、条件の詳細についてあらかじめ明示することが必要である。

ロ (略)

(3) (略)

5 技能実習の実施に関し留意すべき事項

(1) 技能実習2号への移行を予定する場合の技能実習計画の作成

イ 監理団体及び実習実施機関（企業単独型にあっては実習実施機関）は、技能実習2号への移行を予定する技能実習生が技能実習1号及び技能実習2号の期間全体を通じて効果的な技能の修得等が図られるよう技能実習計画を策定しなければならない。同計画の策定に当たっては、各段階の到達目標及び実習内容を具体的に明記するとともに、到達目標が達成されたことを確認するため、各年毎の技能検定等の受検など、修得等した技能を評価する時期及び方法を明記する必要がある。

ロ (略)

ハ 技能実習2号の期間の計画は、技能実習1号で修得した技能等をさらに向上させ、技能実習2号を開始した日から1年を経過した日においては技能検定基礎1級に相当する技能等、2年を経過した日においては技能検定3級に相当する技能等に適切に習熟できるものとする。

ニ 技能実習計画には、移行対象職種・作業の技能検定等において評価される技能等に加えて、当該移行対象職種・作業に従事する日本人労働者が通常従事するものとして関連する技能等を修得することを当該計画に含むことを妨げない。この場合、当該移行対象職種・作業の技能検定等において評価される技能等の修得等に充てる時間は、全体の計画時間の半分以上とする。

(2)～(4) (略)

6 技能実習2号への移行

(1) 技能実習2号への移行を希望する技能実習生は、修得技能等について評価を受けなければならない。当該評価は、7に定めるところによる。

監理団体又は実習実施機関は、技能実習 2 号の技能実習計画について評価を受けなければならない。当該評価は、技能実習 1 号での修得技能等の成果を踏まえたより実践的な技能等を修得する上での適合性の観点から、推進事業実施機関が行う。

(2) (略)

(3) 技能実習 2 号への移行を希望する技能実習生は、原則として技能実習 1 号の期間が終了する 4 箇月前までに、推進事業実施機関に対し、氏名、性別、送出し国、修得を希望する移行対象職種・作業の種類、技能実習 2 号への移行のために受験を予定する検定・資格試験等、受験を希望する時期その他必要な事項を明らかにして修得技能等の評価を受けることを申し出るものとし、実習実施機関は、監理団体がある場合には当該団体と連携を図って、その手続について必要な援助を行う。

(4)～(5) (略)

7 修得技能等の評価

(1) 修得技能等の評価システム等

イ (略)

ロ 推進事業実施機関の修得技能等の評価の基とする公的評価機関の評価制度の仕組み(以下「評価システム」という。)は、職業能力開発促進法(昭和 44 年法律第 64 号)に基づく技能検定及び 2 の(3)の規定により、認定されたものとする。

(2) 修得技能等の評価の受験手続等

イ 推進事業実施機関は、6 の(3)の申し出があった場合は、技能実習の内容、受験を希望する検定・資格試験等、受験希望時期等に応じ、評価システムを運営する公的評価機関と調整の上、当該技能実習生に対し受験日等の連絡を行うものとする。

ロ (略)

ハ 技能実習生は、イの連絡があった場合は、原則として在留資格変更申請前に、当該連絡に係る評価システムによる検定・資格試験等を受験するものとする。

なお、在留資格の変更の申請前であれば、1 回に限り再受験することができる。

ニ 実習実施機関は、監理団体がある場合には

監理団体又は実習実施機関は、技能実習 2 号の技能実習計画について評価を受けなければならない。当該評価は、技能実習 1 号での修得技能等の成果を踏まえたより実践的な技能等に習熟する上での適合性の観点から、制度推進事業の実施機関(以下「制度推進事業実施機関」という。)が行う。

(2) (略)

(3) 技能実習 2 号への移行を希望する技能実習生は、原則として技能実習 1 号の期間が終了する 4 箇月前までに、制度推進事業実施機関に対し、氏名、性別、送出し国、修得を希望する移行対象職種・作業の種類、技能実習 2 号への移行のために受検を予定する検定・資格試験等、受検を希望する時期その他必要な事項を明らかにして修得技能等の評価を受けることを申し出るものとし、実習実施機関は、監理団体がある場合には当該団体と連携を図って、その手続について必要な援助を行う。

(4)～(5) (略)

7 修得技能等の評価

(1) 修得技能等の公的評価システム等

イ (略)

ロ 制度推進事業実施機関の修得技能等の評価の基とする公的評価機関の評価制度の仕組み(以下「公的評価システム」という。)は、技能検定及び 2 の(3)の規定により、認定されたものとする。

(2) 修得技能等の評価の受検手続等

イ 制度推進事業実施機関は、6 の(3)の申し出があった場合は、技能実習の内容、受検を希望する検定・資格試験等、受検希望時期等に応じ、公的評価システムを運営する公的評価機関と調整の上、当該技能実習生に対し受検日等の連絡を行うものとする。

ロ (略)

ハ 技能実習生は、イの連絡があった場合は、原則として在留資格変更申請前に、当該連絡に係る公的評価システムによる検定・資格試験等を受検するものとする。

なお、在留資格の変更の申請前であれば、1 回に限り再受検することができる。

ニ 実習実施機関は、監理団体がある場合には

当該団体と連携を図りつつ、技能実習生に対して検定・資格試験等の受験について必要な支援を行うものとする。

ホ (略)

(3) 技能実習終了時の修得技能等の評価

イ 実習実施機関は、技能実習終了までの間に、技能実習期間全体を通じた成果を確認し、技能実習生の帰国後のキャリア形成に資することを目的として、策定した技能実習計画に基づき検定・資格試験の受験その他の技能評価の手法により修得した技能等を評価するものとする。

ロ 実習実施機関等は、技能実習生が検定・資格試験等の受験等に必要な援助を行うよう努めるものとする。

8～9 (略)

10 技能実習の継続が不可能となった場合の取扱い

(1) 技能実習の継続が不可能となった場合には、監理団体又は実習実施機関は、その旨を地方入国管理局に申し出るとともに、推進事業実施機関に報告するものとする。

(2) 技能実習の継続が、実習実施機関の倒産、監理団体又は実習実施機関が不正行為認定を受けたこと等により不可能になった場合において、技能実習生に責がなく、かつ、本人が継続して実習を希望するときには、監理団体及び実習実施機関は相互に協力して新たな受入れ機関を確保するよう努める必要がある。また、推進事業実施機関においては、監理団体又は実習実施機関から協力を要請された場合には、関係機関と協議しつつ、必要に応じて公共職業安定所とも連携を図りながら、当該技能実習生が他の実習実施機関で技能実習を継続することが可能となるよう、新たな受入れ先の開拓、情報提供等の支援を実施するものとする。

11 技能実習制度推進事業実施機関の役割等

(1) 推進事業実施機関は、技能実習制度の円滑かつ適正な実施を図るため、この基本方針により、(2)の委託事業を適切に実施するものとする。また、関係府省及び関係業界等と連携を図りつつ、

当該団体と連携を図りつつ、技能実習生に対して検定・資格試験等の受験について必要な支援を行うものとする。

ホ (略)

(3) 技能実習終了時の修得技能等の評価

イ 実習実施機関は、技能実習終了までの間に、技能実習期間全体を通じた成果を確認し、技能実習生の帰国後のキャリア形成に資することを目的として、策定した技能実習計画に基づき検定・資格試験の受検その他の技能評価の手法により修得した技能等を評価するものとする。

ロ 実習実施機関等は、技能実習生が検定・資格試験等の受検等に必要な援助を行うよう努めるものとする。

8～9 (略)

10 技能実習の継続が不可能となった場合の取扱い

(1) 技能実習の継続が不可能となった場合には、監理団体又は実習実施機関は、その旨を地方入国管理局に申し出るとともに、職種拡大推進事業の実施機関（以下「職種拡大推進事業実施機関」という。）に報告するものとする。

(2) 技能実習の継続が、実習実施機関の倒産、監理団体又は実習実施機関が不正行為認定を受けたこと等により不可能になった場合において、技能実習生に責がなく、かつ、本人が継続して実習を希望するときには、監理団体及び実習実施機関は相互に協力して新たな受入れ機関を確保するよう努める必要がある。また、職種拡大推進事業実施機関においては、監理団体又は実習実施機関から協力を要請された場合には、関係機関と協議しつつ、必要に応じて公共職業安定所とも連携を図りながら、当該技能実習生が他の実習実施機関で技能実習を継続することが可能となるよう、新たな受入れ先の開拓、情報提供等の支援を実施するものとする。

11 制度推進事業実施機関及び職種拡大推進事業実施機関の役割等

(1) 制度推進事業実施機関及び職種拡大推進事業実施機関は、技能実習制度の円滑かつ適正な実施を図るため、この基本方針により、(2)及び(3)の委託事業を適切に実施するものとする。ま

監理団体、実習実施機関及び技能実習生に対する支援の充実を図るものとする。

(2) 監理団体、実習実施機関及び技能実習生に対する支援等

厚生労働省は、技能実習制度の円滑かつ適正な実施を図るため、次に掲げる事業を内容とする技能実習制度推進事業を推進事業実施機関に委託して実施する。

イ 公的評価システム認定会議の設置及び認定
(2の(3))

ロ 技能実習2号の技能実習計画の評価(6の(1))

ハ 技能実習2号への移行に係る修得技能等の評価(7の(1)のイ)

ニ 修得技能等の評価の受験手続の支援(7の(2))

ホ 不正行為認定時等の実習継続支援の実施(10の(2))

ヘ 監理団体及び実習実施機関に対する自主点検及び巡回指導の実施

ト 技能実習指導員の養成

実習実施機関において技能実習を担当しようとする指導員に対し、必要な知識、指導技法等を修得させるための講習会を開催する。

チ 技能実習生手帳の発給

技能実習生の在留中の利便を図るため、技能実習生の心構え、生活、衛生面における情報、労働関係法令等を記載した技能実習生手帳を作成し、技能実習生に配付する。

リ 技能実習生に対する母国語電話相談の実施

ヌ 監理団体及び実習実施機関との連絡協議会の開催

地方において、監理団体及び実習実施機関に対し、技能実習制度に係る情報提供、指導等を行うための連絡協議会を開催する。

ル 関係行政機関との会議等の開催

中央及び地方において、関係行政機関との連携を図るための会議等を開催する。

(新設)

た、関係府省及び関係業界等と連携を図りつつ、監理団体、実習実施機関及び技能実習生に対する支援の充実を図るものとする。

(2) 厚生労働省は、技能実習制度の円滑かつ適正な実施を図るため、次に掲げる事業を内容とする制度推進事業を、制度推進事業実施機関に委託して実施する。

(削除)

イ 技能実習2号の技能実習計画の評価(6の(1))

ロ 技能実習2号への移行に係る修得技能等の評価(7の(1)のイ)

ハ 修得技能等の評価の受検手続の支援(7の(2))

(削除)

ニ 監理団体及び実習実施機関に対する自主点検及び巡回指導の実施

ホ 技能実習指導員の養成

実習実施機関において技能実習を担当しようとする指導員に対し、必要な知識、指導技法等を修得させるための講習会を開催する。

ヘ 技能実習生手帳の発給

技能実習生の在留中の利便を図るため、技能実習生の心構え、生活、衛生面における情報、労働関係法令等を記載した技能実習生手帳を作成し、技能実習生に配付する。

ト 技能実習生に対する母国語電話相談の実施

チ 監理団体及び実習実施機関との連絡協議会の開催

地方において、監理団体及び実習実施機関に対し、技能実習制度に係る情報提供、指導等を行うための連絡協議会を開催する。

リ 関係行政機関との会議等の開催

中央及び地方において、関係行政機関との連携を図るための会議等を開催する。

(3) 厚生労働省は、技能実習制度の円滑かつ適正な実施を図るため、次に掲げる事業を内容とする職種拡大推進事業を職種拡大推進事業実施機関に委託して実施する。

イ 技能実習評価試験の整備に関する相談及び申請に係る各種支援(2の(3))

(3) 推進事業実施機関は、技能実習制度推進事業の効果的な推進が図られるよう、次に掲げる事業の実施に努めるものとする。

イ モデル労働条件通知書の作成及び普及
実習実施機関において適正な労働条件通知が実施されるよう、モデル労働条件通知書を作成し、その普及を図る。

ロ 日本語教育支援の実施
監理団体及び実習実施機関が実施する日本語教育に対し、支援を行う。

ハ 福利厚生事業の実施
技能実習生に対し、地域との交流事業等の福利厚生事業を実施する。

ニ 教材の支援等
教材、標準カリキュラム、技能実習計画に係る助言、支援、各種相談等を実施する。

(4) 厚生労働省は、推進事業実施機関の名称等を毎年度公表する。

12 その他

厚生労働省は、技能実習制度の実施状況について、定期的に、関係審議会に対し報告するものとする。

ロ 帰国した技能実習生を対象とするフォローアップ調査

ハ 不正行為認定時等の実習継続支援の実施(10の(2))

ニ 地域社会における日本人と技能実習生との共生等に関する好事例の収集等

ホ 技能実習生の母国語による修得技能の書面の整備等

(4) 制度推進事業実施機関は、制度推進事業の効果的な推進が図られるよう、次に掲げる事業の実施に努めるものとする。

イ モデル労働条件通知書の作成及び普及
実習実施機関において適正な労働条件通知が実施されるよう、モデル労働条件通知書を作成し、その普及を図る。

ロ 日本語教育支援の実施
監理団体及び実習実施機関が実施する日本語教育に対し、支援を行う。

ハ 福利厚生事業の実施
技能実習生に対し、地域との交流事業等の福利厚生事業を実施する。

ニ 教材の支援等
教材、標準カリキュラム、技能実習計画に係る助言、支援、各種相談等を実施する。

(5) 厚生労働省は、制度推進事業実施機関及び職種拡大推進事業実施機関の名称等を毎年度公表する。

12 その他

厚生労働省は、技能実習制度の実施状況について、定期的に、関係審議会に対し報告するものとする。

別表

技能実習 2 号移行対象職種 69 職種 127 作業

1 農業分野（2 職種 5 作業）

職種名	作業名
耕種農業	施設園芸
	畑作・野菜
	(新設)
(略)	(略)

2～3 (略)

4 食品製造関係（7 職種 12 作業）

職種名	作業名
(略)	(略)
(新設)	(新設)
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業
パン製造	パン製造作業
(新設)	(新設)

5～7 (略)

別表

技能実習 2 号移行対象職種 71 職種 130 作業

1 農業分野（2 職種 6 作業）

職種名	作業名
耕種農業	施設園芸
	畑作・野菜
	果樹
(略)	(略)

2～3 (略)

4 食品製造関係（9 職種 14 作業）

職種名	作業名
(略)	(略)
<u>牛豚食肉処理加工業</u>	<u>牛豚部分肉製造作業</u>
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業
パン製造	パン製造作業
<u>惣菜製造業</u>	<u>惣菜加工作業</u>

5～7 (略)